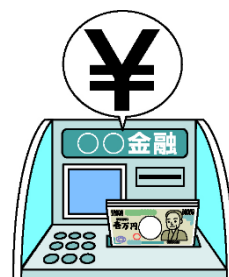


こんな相談がありました ～借金させる副業～

Q

インターネットで適性に合った副業を紹介するというサイトを見つけ、LINEで友だち登録した。子育て中だという女性からスマートフォンでできる簡単な副業の紹介があり、事務局に誘導された。担当者から電話で「有料サポートプランに入ればすぐに稼げる」と100万円のプランをすすめられた。「支払えない」と断ったら、「消費者金融で借金する方法を教える」と言われた。指示に従いスマートフォンに遠隔操作アプリを入れ、消費者金融の申込み画面を開き申し込みの手続きに進んだ。言われるまま年収など嘘の申告をして、2社から50万円ずつ合計100万円を借り、指定された個人名義の口座に振り込んだ。担当者と連絡が取れなくなり、だまされたと思う。借金の返済が苦しいので返金してほしい。



(消費者庁イラスト集より)

A

電話勧誘販売と考えられ、契約解除と返金を求めるクーリング・オフ通知を発信するよう助言しました。サイト運営事業者と連絡が取れたため、返金を約束できるものではありませんが、センターであっせん交渉が行えます。あっせんの前にクーリング・オフ通知の発信を相談者に確認しました。なお、事業者と連絡が取れない場合は、振込先銀行に経緯を報告し、振り込め詐欺救済法による被害回復が可能な問い合わせてください。

- ◆「簡単に稼げる」という情報や広告をうのみにしない。
- ◆借金してまで契約しない。
- ◆作業内容やもうかる仕組みがよくわからなければ契約しない。
- ◆遠隔操作アプリは安易にインストールしない。

被害に遭わない

アドバイス

相手の指示に従いアプリを起動すると、相手はこちらのスマートフォンの画面を見ることができます。消費者金融業者サイトで借金の手続き中、画面の表示からID、パスワードを知られ、なりすましにより借金される恐れがあります。

★遠隔操作等で消費者金融業者サイトに登録してしまったら、IDやパスワードを変更するか、以後の借金ができないよう消費者金融業者に連絡しましょう。

消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の2132番地

月曜日～金曜日(平日) 午前9時～正午・午後1時～午後4時

直通電話 0479-62-8019